

学校いじめ防止基本方針

都留市立禾生第二小学校

I いじめ防止のための基本方針

○学校いじめ防止基本方針の策定

いじめを生まない学校づくりを目指し、教育活動全体を通して、心の通う人間関係の構築や豊かな心の育成等に教職員が一団となって継続的に取り組んでいくことが大切である。そのため、児童の豊かな情操や道徳心を育て、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養うことが大切である。また、いじめの背景となるストレスなどの要因についての改善を図り、適切に対処できる力を育むとともに、すべての児童が自己有用感を感じられる学校・学級づくりが必要である。

これらのことをふまえ、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）13条の規定及びいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）国・県および市のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校における「いじめ防止基本方針」を策定した。

II いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1) いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実をふまえ、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長を阻害され、その生命または、心身に危険を及ぼす恐れがある。そのため、すべての児童が、いじめの重大さを認識し、いじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に重大な悪影響を及ぼす許されない行為であることを理解できるようにする必要がある。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進めていく必要がある。学校全体でいじめの未然防止、早期発見の手立て、早期対応について基本的な認識や考え方を共通理解し、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努めなくてはならない。

2) いじめの定義（「法」第2条より）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

III いじめ対策の組織

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

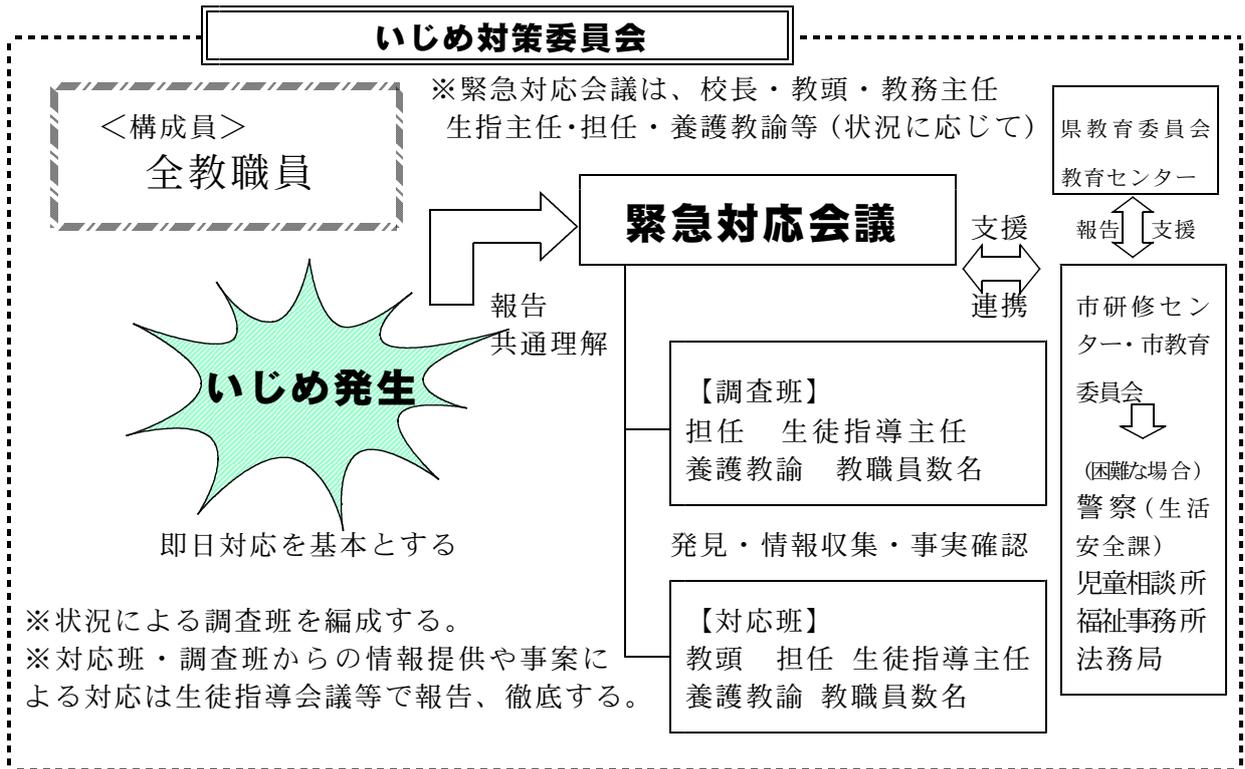
- ①校長、教頭、養護教諭、学級担任等など、教職員全員で組織する生徒指導部会において「いじめ対策委員会」を学期一回以上開催する。いじめ事案の発生時においては、緊急対応会議を開催し、事案に応じて、対応班を組織し対処する。
- ②構成員においては、必要に応じて、SCやSSC、また、市研修センター担当など外部機関から招請し、総合的な対策を図る。
- ③月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(2) 「いじめ対策委員会」の役割

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談や通報の窓口
(窓口は生徒指導主任。ただし、緊急を要する場合や生指不在時は、教頭)
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有化を行う。
- ・いじめの情報がある場合は緊急会議を開き、情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施する。

(3) 「いじめ対策委員会」の組織

校長がいじめ対策委員会による緊急対応会議を開催し、全職員で組織的に取り組む。



IV いじめ防止のための取り組み

(1) 未然防止の取り組み

①いじめについての共通理解

いじめの態様や特質・原因や背景・具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。

②子どもや学級の様子把握

子ども達の中に入り、同じ目線で考え、その中で、それぞれの子ども達の置かれた状態や心の在り方などを推し量り、集団づくりを進めていくことが求められる。

③分かる授業づくり

子どもにとってストレスとなる要因は、友人関係での嫌な出来事、勉強が分からないなどがあげられる。そのため、すべての子ども達が参加・活躍できる分かる授業づくりを進めていくことがきわめて大切である。

④いじめに向かわせない態度・能力の育成 一命や人権を尊重する豊かな心の育成一

全教育活動を通じた道徳教育の推進、特に思いやりの心を育む道徳教育の充実や人権尊重の精神の涵養を目的と知る人権教育、また、様々な人々との関わりを深める体験活動の充実を進める。

⑤家庭との連携

PTA諸会議や学年部会などにおいて、いじめに対する学校の方針やいじめの実態、いじめ防止策の検討などの情報提供や話し合いを持つ。また、いじめ防止においても家庭教育の大切さを理解してもらうため広報活動を行っていく。

(2) 早期発見の取り組み

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。ここではいじめを見逃さない認知能力の向上が求められる。日頃から子ども達の見とりや信頼関係の構築等に努め、わずかな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに教職員相互が積極的に子どもの情報を交換し情報の共有化を図ることが大切である。

《早期発見のための手立て》

- ①アンケート調査（学期ごとの節目に実施）
- ②生活ノート、教職員と子どもとの間で交わされる日記等
- ③個人面談・教育相談
- ④日々の観察
- ⑤本人からの相談・保護者からの相談
- ⑥周りの友達からの相談
- ⑦地域の方からの情報（本校では、禾生地区協働のまちづくり協議会）

V いじめへの対応

遊びや悪ふざけ、いじめの兆候またはいじめと疑われる行為を発見した時は、その場でその行為を止めるとともに、早期に適切な対応をとることが重要である。ささいな兆候であっても、疑いのある行為に対しては、されている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体（いじめ対策委員会）で組織的に対応することが重要である。

(1) いじめ対応の基本的な取組

いじめ情報 ↓	<ul style="list-style-type: none">・いじめ対策委員会緊急対応会議を開く。・いじめられた児童を守る。（知らせた児童も守る。）・見守り体制の整備（休み時間、掃除、登下校等）
正確な事実確認 ↓	<ul style="list-style-type: none">・当事者双方から聞き取り、記録する。 ※1・関係職員と情報を共有し、把握する。
指導体制・方針 ↓	<ul style="list-style-type: none">・すべての教職員との共通理解を図る。・対応する教職員の役割分担をする。・市教育委員会、市教育研修センター等との連携を図る。
児童への指導・支援 保護者との連携 ↓	<ul style="list-style-type: none">・いじめられた児童を保護する。（不安を取り除く。）・いじめた児童に、相手の痛みや苦しみに共感できる指導をするあわせて「いじめは決して許されない」という意識を持たす。・保護者とは直接会って対応策を話す。・学校と連携を取るようになる。
今後の対応 ↓	<ul style="list-style-type: none">・いじめた児童、いじめられた児童に継続的に指導や支援を行う・心のケアにあたる。・心の教育の充実を図る。

(2) いじめ発見時・発生時の対応

いじめを認知したり発見したりした教職員は、その時にその場でいじめを止めるとともに、

いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、生徒指導担当等に連絡し、管理職に報告をする。

①いじめられた児童やいじめを知らせた児童を守り通す。

②事実確認をし情報を共有する。

③いじめられた児童・いじめた児童・周りで見たりしていた児童への対応

◇いじめられた児童に対して

・事実確認するとともに、今の気持ちを共感してあげ、心の安定を図る。

「守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。

◇いじめた児童に対して

・いじめた気持ちや状況について十分に聞き取る。

・孤立感や疎外感を与えないように配慮しつつ、いじめは人格を傷つける行為であり決して許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに不満やストレスがあってもいじめに決して向かない気持ちを育てる。

◇周りで見たりしていた児童に対して

・自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせていく勇気を持つように伝えていく。

・はやし立てたり、見ぬふりをしたりすることも、いじめを肯定していることであるということを理解させる。

④保護者への対応

◇いじめられた児童の保護者

・発見したその日のうちに、家庭訪問し保護者と会い、事実関係を伝える。

・学校の方針を伝え、今後の対応について話し、家庭と継続して連携を取りながら、解決に向けて取り組む姿勢を伝える。つらさや不安への共感。

◇いじめた児童の保護者

・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者の気持ちを伝えるとともに、学校とともによりよい解決を図っていきたい事を伝える。

・事の重大さを認識してもらい、家庭での指導を依頼する。

(3) いじめ解消の定義について

◇行為がやんでいる状態が少なくとも3ヶ月続いていること

◇被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

を目安にし、対応が一時的なものにならないよう留意する。

また、いじめが再発する可能性が十分であることをふまえ、学校教職員は、被害児童及び加害児童について日常的に注意深く観察する必要がある。

(4) ネット上のいじめへの対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除などを迅速に対応しなければならない。犯罪、法律違反として、事案によっては、警察（法務局又は地方法務局）など専門的な機関とも連携して対応していくことが必要である。

①未然防止

◇学校のモラル教育では不十分な点を保護者と連携・協力して指導していく。

・家庭における。情報機器の扱い方についてのルールづくり

・携帯ゲーム機では簡単に通信ができることや課金等、スマホや通信ゲーム特有の新たなトラブルが起こっていることを家庭に呼び掛けていく。

②ネットいじめへの対応

◇被害拡大を防ぐために、専門機関などに相談し、書き込みの削除を早急に行う。

◇情報機器の進歩により常に新しい問題に関心をもっていくことが必要である。

VI 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

(不登校重大事態とし、年間の欠席が30日程度以上、連続した欠席の場合は状況により判断)
(法 28条①)

(2) 重大事態の報告

- ① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者や地方公共団体の長等に報告する。
- ② 被害児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、学校の認識如何を問わず、重大事態発生としたものとして調査・報告等を行う。

(3) 重大事態の調査

設置者の指導・支援のもと 以下の通り対応する。

- ① 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- ② 調査の際には、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ③ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。
- ④ 調査結果を学校の設置者及び地方公共団体の長等に報告する。
- ⑤ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。(法 28条②)
- ⑥ いじめをうけた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- ⑦ 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

VII その他の留意事項

(1) 校内研修の充実

(2) 校務の効率化

教職員が児童と向き合う時間を確保し、いじめの防止に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(3) 学校評価の活用

問題を隠さずいじめの実態把握や対応が促されるように、児童や地域の状況をふまえた目標設定や達成状況を評価し、改善に組織的に取り組むようにする。

(4) 地域や家庭との連携

家庭や地域に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めると共に、家庭訪問・授業参観・学年部会・学校だより・学級だより・ホームページ等を通じて家庭との密接な連携を図る。

VIII いじめ防止指導計画

	教職員の活動取組等	児童の活動・児童への取組等	保護者への取組等
4月	○いじめ防止基本方針の見直し・ 検討・確認 【職員会議】	○学級開き・学級ルールづくり【学級活動】 ○行事を通じた人間関係づくり【登校班会議①】	○いじめ防止対策の説明理解 【家庭訪問・PTA 総会・学年部会】

5月	○児童に関する情報交換 【生徒指導会議①いじめ対策委員会①】	○学校のきまりを確認 【学級活動・児童総会】 ○行事を通した人間関係づくり【校外学習・林間学校・修学旅行】	
6月	○児童に関する情報交換 (ネットいじめに関する学習会)		
7月	・いじめに関するアンケートの実施① 【生徒指導会議②いじめ対策委員会②】	○行事を通した人間関係づくり【登校班会議②】	○保護者との情報交換【学年部会】
8月	○児童に関する情報交換		
9月	○児童に関する情報交換 【生徒指導会議③いじめ対策委員会③】 ・いじめに関するアンケートの実施③	○行事を通した人間関係づくり【運動会】	
10月	○児童に関する情報交換 【生徒指導会議④】	○行事を通した人間関係づくり【校外学習】	
11月	○児童に関する情報交換 ・いじめに関するアンケートの実施②	○行事を通した人間関係づくり【禾二っこ集会】	○保護者との情報交換【土曜参観】
12月	○児童に関する情報交換 【生徒指導会議⑤】	○行事を通した人間関係づくり【登校班会議③】	○保護者との情報交換【個別懇談】
1月	○児童に関する情報交換 【生徒指導会議⑥いじめ対策委員④】 ○教職員の学校評価（自己評価）	○児童が行う学校評価	○保護者からの学校評価
2月	○児童に関する情報交換 ○中学校との連絡会【6年担任】 ・いじめに関するアンケートの実施③	○学校のきまりの振り返り 【学級活動・児童総会】 ○行事を通した人間関係づくり【卒業生を祝う会】	○保護者との情報交換【学年部会】
3月	○記録の整理。引き継ぎ事項の作成	○行事を通した人間関係づくり【登校班会議④】 ○行事を通した人間関係づくり【卒業式】	
定期的取組	○人権教育・道徳教育の充実 ○教育相談の実施 ○学級におけるノートや日記指導	○学級づくり人間関係づくり（年間を通して実施） ○行事を通した人間関係づくり【集団登下校】	○学校・学年・学級だよりやホームページなどによる啓発